

# 国民健康保険 からのお知らせ

国保・医療給付グループ  
(☎851771)

## 高齢受給者の負担割合を 4月から1年間据え置きます

4月に70歳以上の国民健康保険加入者の医療費の自己負担割合が『2割』へ引き上げられる予定でしたが、平成23年3月31日までの1年間『1割』のまま据え置かれます。

3月中に新しい高齢受給者証を送付しますので4月1日以降は新しい受給者証をお使いください。ただし、すでに『3割』負担をしている方と交付年月日が平成22年3月1日以降の高齢受給者証をお持ちの方は除きます。

なお、据え置き期間は1年間ですが、毎年8月が高齢受給者証の更新時期であるため、今回送付する受給者証の有効期限は7月31日となります。

8月以降お使いいただく高齢受給者証は7月下旬までに送付します。

現在お持ちの高齢受給者証	これから送付する高齢受給者証	有効期限
2割 (3月31日まで1割)	2割 (7月31日まで1割)	7月31日
3割 (※現役並所得者)	送付しません (現在お持ちの高齢受給者証をそのままお使いください。)	7月31日

※誕生日などによって負担割合や有効期限が変わる場合があります。

※現役並所得者は課税所得が145万円以上で70歳以上の方が1人の場合は383万円、2人以上の場合は520万円以上の収入がある世帯の方です。

## こんなときは14日以内に届け出を

こんなとき	届け出に必要なもの	
国保に入るとき	他の市町村から転入してきた	印鑑、前年の所得が分かるもの、年金証書(65歳未満の年金受給者のみ)
	職場の健康保険をやめた	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書、年金証書(65歳未満の年金受給者のみ)
	職場の健康保険の被扶養者からはずれた	印鑑、被扶養者からはずれた証明書、年金証書(65歳未満の年金受給者のみ)
	国保の被保険者に子どもが生まれた	印鑑、被保険者証、母子健康手帳、世帯主の預金通帳、直接支払制度利用合意文書、出産費用の内訳を記した領収・明細書
	生活保護を受けなくなった	印鑑、生活保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入する	外国人登録証明書
やめるとき	他の市町村に転出する	印鑑、被保険者証
	職場の健康保険に加入したまたは、被扶養者になった	印鑑、国保と職場の両方の健康保険被保険者証
	国保の被保険者が死亡した	印鑑、被保険者証、喪主または施主の預金通帳
	生活保護を受けるようになった	印鑑、被保険者証、生活保護開始決定通知書
その他	退職者医療制度※の対象になった	印鑑、被保険者証、年金証書
	同じ市町村内で住所が変わった	印鑑、被保険者証
	世帯が分かれた、一緒になった	
	世帯主や氏名が変わった	
	修学のため別に住所を定める	印鑑、被保険者証、在学証明書または学生証
被保険者証をなくした汚れて使えなくなった	印鑑、本人であることを証明するもの(運転免許証など)	

### 【加入の注意点】

国民健康保険は届け出が遅れても加入できますが、資格取得日は以前の健康保険の資格喪失日までさかのぼるため、保険税もさかのぼることになります。

### ※退職者医療制度とは

会社などに勤めていた方が、退職後に、会社などの健康保険から国民健康保険へ移ることによって、国民健康保険の医療費が増大することを是正するためにつくられた制度です。

退職者医療制度が適正に適用されないと、国民健康保険が負担する医療費の増大を招き、国民健康保険加入者の余分な保険税負担につながりますので、この制度に該当する方で未届けの方は、届け出をお願いします。

### ◎対象となる方

国民健康保険に加入している65歳未満で、被用者年金(厚生年金・共済年金など)の加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上ある年金受給者(受給資格のある方)と被扶養者

修学などのため市外に転出する方は学生用被保険者証の交付手続きをしてください

【手続きに必要なもの】印鑑、被保険者証、在学証明書または学生証

卒業し引き続き市外に住む方や卒業し社会保険に加入した方は喪失手続きをしてください

【手続きに必要なもの】印鑑、被保険者証、職場の健康保険に加入した場合はその保険証など